

会 議 録

(用務名) 三方五湖自然再生協議会第4回自然護岸再生部会

(日 時) 平成31年1月23日(水) 13時30分～16時30分

(場 所) 三方青年の家1階大会議室

(参加者) 東京大学	准教授	吉田 丈人
福井県里山里海湖研究所	研究員	宮本 康
南西郷漁業協同組合	組合長	武田 豊
鳥浜漁業協同組合	代表理事組合長	田辺 喜代春
海山漁業協同組合	代表理事組合長	田辺 善治
〃	事務局	長谷 正伸
三方五湖浄化推進協議会	会長	吉田 良三
福井県内水面漁業協同組合連合会		
	参事	安達 辰典
日本野鳥の会福井県	副代表	小嶋 明男
〃	事務局	武田 真澄美
若狭町建設水道課	主査	千田 茂
若狭町農林水産課	主査	河村 謙哉
美浜町生活環境課	課長補佐	川尻 宏和
美浜町土木建築課	課長補佐	野原 泰夫
福井県海浜自然センター	主任	渡 智美
福井県土木部河川課	企画主査	宮下 雄太
嶺南振興局敦賀土木事務所	主任	南北 淳
福井県安全環境部自然環境課	課長	佐々木 真二郎
	主任	西垣 正男
〃	主事	寺田 佳織
株式会社BO-GA	代表取締役	関岡 裕明
〃	主任	坂口 奈美

議事1 前回までの会議の振り返り

- ・前回の議事録は資料1のとおり。ホームページでも公開予定。「護岸再生方針検討報告書」への意見は、本日の資料2に反映している。

議事2 久々子湖、水月湖、菅湖、三方湖、及び、はず川の自然護岸再生の検討(資料2)

(1) 検討書の構成および修正等について

- ・事務局で資料2 自然護岸再生方針検討報告書(案)をまとめたので、今回の会議で内容等議論し、ご承認いただきたい。
- ・当検討報告書を見ながら作業をされる方からの視点での意見をお伺いしたい。なお当書は公開予定。
- ・P2「早瀬川水系河川整備計画から引用」とあるが、この計画は現在まだ策定が完了していないので、引用という表現を使うのは難しい。
- ・原案という表現もおかしいので、図を作り直した方がよいかもしれない。別の方法を考えたい。
- ・「河川課より提供」という表現はどうか。

- ・河川管理者として、この先、当検討報告書を無視しなければいけないときが出てくると思う（災害等の対応）。そのとき報告書を盾に文句を言う人が出る懸念があるので、これの位置づけを河川管理と対等にしていただきたい。治水上やむをえない場合があることを周知願いたい。
- ・役所としての制約もあると思うので相談させていただきたい。また、検討報告書を持ち帰り、各所属で上司等からの指摘があればお教え願いたい。
- ・P38②浚渫について「浚渫をはじめとする河川維持工事等においては、これが維持できるよう配慮する」とあるが、どの程度まで配慮するのか。
- ・この書き方だと如何様にも取れる。自由度を残した方がよい。また、実際に事業するときどういった連絡体制をとるか考える必要がある。窓口は事務局として、自然護岸再生部会にも一報入れていただきたい。部会からアイデアを出すことができる連絡体制があることが大切だと思う。護岸で事業をするときは部会の事務局に一報入れることを検討報告書の最後に記載すると良いと思うのだが、管理者からするとどうか。
- ・自然再生協議会に諮らなければならないとなると、紛糾した場合はどうなるか。河川管理者（河川法）と漁業者（漁業権）もしばしば対立するが、内水面調停管理委員会が取り持ってくれる。この対立だとだれが調停してくれるのか。
- ・法的な裏付けはないので、調停は難しい。決定者は河川管理者。あくまでも河川管理者の役割があってそこに対するアドバイスをしたい。より良い治水と環境とのバランスをとってもらうためのひとつの参考資料となればよい。また、法体制のなかでのこの検討報告書の位置づけを記載したい。
- ・P18「県は自然護岸再生部会を活用し、多様な主体による情報共有・検討を行いながら計画・設計を推進する。」との記載に縛られているかもしれない。ここを「自然護岸再生部会の助言を参考にしながら進める」等の表現にした方がよいのではないか。
- ・我々が設計するとき、この報告検討書をもとにやっていることを誰にも諮らず実行してよいのか。
- ・上記についてだが、資料4でどのモデルを湖岸のどの場所に当てはめるかマップを作成することについて意見を聞きたい。資料3に記載の優先ポイントではないところを災害復旧することも多いと考えられる。どのようにすると河川管理者にとって効率が良いか。自然環境を再生したい人からすると、噛み合わないことを恐れる可能性を危惧する。
- ・マップがあると非常に便利。個別に意見は聞けない。
- ・P26について、組合が持っている「漁業権魚種」を入れていただきたい。コンクリート護岸があると下流水が護岸の淵に流れるが、稚魚を守るために、波や風あたりが強いところに捨石方式で護岸の補強をしてほしい。河川や湖岸の工事着手をする場合など、そこに生活権をもつ漁業者の意見をどのように反映していくのか、明記してほしい。
- ・治水が第一。治水上の助言として当報告書に記載はできるが、通常の法令解釈では治水を超えることはできないだろう。
- ・当検討報告書が公開されることによって、その地域の生活権を持つ者にどのような影響があるか考える必要がある。誤った情報が独り歩きしないようにしなければならない。
- ・美浜町ならびに若狭町のご担当者へ、先ほどの南北主任の話を受けて当検討報告書がどのような文章だと使いやすいか、また、使いにくいかを教えていただきたい。

- ・浚渫など土砂の有効利用が明記してあれば利用しやすいと思うが、今すぐ使える土砂をどのようにストックしていくかが問題である。ストックの場所があればよい。P40 に記載してある内容で管理できればよい。
- ・緊急で災害対応しなければならないときはどうするか。
- ・ストックしておくところがなければいまずぐに土砂を入れられるところがないか模索する。同じ町内であれば持ち運ぶことができる。
- ・若狭町は砂防護岸が多い。護岸そのものは県の管理。土砂の堆積所は距離があり、予算の関係で運び込むことが難しいので、田んぼのかさ上げに利用したりする。P38 に書かれていることに問題はないと思うが、必ず実施することは難しい。タイミングが合えばよいが、1~2年後となるとストックしておく場所がない。考慮するというのであれば可。
- ・当検討報告書には、事業として進める際の手続きがほとんど記載されていないが、活用していくにつれて固まってくる。当検討報告書をどのように利用されるべきかその旨を加筆したい。
- ・方針の位置づけを明確化すべき。当協議会で小さな連絡体制を整える。当協議会が解散しても当検討報告書が活用される方法を考えておくことが重要。
- ・河川法も漁業法もそれぞれの法律には目的がある。生物多様性を確保することは、これらの法律の主たる目的ではなく、強く定められてないだろうから、当検討報告がその役割を果たせるような位置づけになるとよい。
- ・P18 の前文にこの方針の位置づけを記載すべき。自然護岸の再生をするときには河川管理、漁業、生物多様性など多様な主体が協議して自然再生の方針を固めることが大切であるという文章背景を記載する。そして、これがどう使われていくべきか法律上の位置づけや議論してきたことを2つに分けて記載することによって当検討報告書の位置づけが理解できる。
- ・事務局で位置づけの部分の作文やご指摘があった場所、各所属に持ち帰って組織内部で検討した結果など反映し、可能であれば3月中旬にメール等で送付して内容を確認していただき、3月21日の総会で確定版を配布できるよう進めていきたい。
- ・連絡体制は来年度の検討事項（基本方針ができたもののフォローアップ）として積み残す。

（2）三方五湖護岸再生のマップの作成について（資料3、資料4）

- ・久々子湖に魚の住みかとなる”ぬくみ”（7か所）を記載してほしい。
- ・資料3の根拠だが、今後P40の表を最新版に差し替えさせていただきたい。
- ・資料3は報告検討書のなかに盛り込まれるのか。ともに公開されると活用しやすいと思うのだが。
- ・資料3は検討報告書（方針）をもとにしたアクションプラン。方針が決まってもどこでやるのか実効性が担保されないで少しでも自然再生を進めていくために方針と合わせて議論できればいいと思い作ったもの。
- ・護岸再生優先ポイントという記載だと位置づけがよく分からないので、近々この場所で事業がしたいという説明書きを記載する。資料4は部会のなかでは話合いできていないので今後検討していく。これを書くには現場の調査などしなければならない。
- ・袋詰め玉石は漁協の要望を盛り込みたい。平成28年に内水面漁連が設置した袋詰め玉石は今後どうするのか。

- ・増やしはしないが10基はそのまま設置。占有許可は継続で申請していく。モニタリングができるかは分からない。あくまで重機が入れる場所に設置している。
- ・資料3は付属資料として活用していくこととする。資料4についてはどうするか。
- ・資料4を作成してしまうと事業者が動きにくくなるのではないか。
- ・協議を踏って答えがでないのは一番困る。作成するならば精度を高めなければならない。
- ・資料4を久々子で作成するのは難しいと思う。湖岸によって底が違う。季節風などの影響で湖は刻々と変化する。
- ・作業をやる上において具体性がないので、着手しにくい。
- ・資料4を湖岸全周分作成するのは難しい。資料3は、もし予算がつけば2～3年後には実現していることになる。そのあとどうするか考えていかなければならない。
- ・資料3は各漁協から要望があった手近な部分。入れ方や予算など把握しないと組合からも手がだせない。何かの事業とともに着手しなければなかなかでき上らないと思う。
- ・来年度、資料4の作成は考えず、資料3のポイントをまずはやっていくことにする。2～3年後に事業が終了したあと、次にどのようなことができるか考え、バージョンアップしていく。

(3) 浚渫土利用等の実施体制について

- ・事業実施のための連絡体制については来年度検討する。

(4) 可動堰の運用について（はず川の落合堰について）

- ・土地改良では、9月いっぱい堰は不要となる。10月以降については田名集落が生活用水として使用している。堰を下ろしてしまうと田名に水がいかない。田名の理事にこのような話があることをお伝えはしているが、現状では堰を下ろしたり上げたりすることはやめてほしいとおっしゃっている。合同堰については9月くらいまで電気が通っており、上げ下ろしができるが、冬場になると手動となるため、力仕事になってくる。それを含めた上で田名集落と話合わなければならない。
- ・冬場の堰の上げ下ろしは手動でやってくださっていたのか。
- ・堰は自然に下がってくる。上げるのが大変。
- ・手作業で上げなければならないことについて誰が担っていくのか含めて管理については考えていく必要がある。田名集落が堰を上げ下げすることへの反対は水を使うからなのか、上げるのが大変だからなのか。
- ・使用するとき堰を上げに行かなければならないので、そこで時間をとられるのが嫌とのこと。
- ・一時的に貯水することも難しい。
- ・今後の落合堰の運用について進め方はどのようにすると良いか。
- ・前回の議事録を見させていただいたが、大きな石を設置するのは堰があるので不可能。堰を下ろしておくで集落の生活用水という絡みもあるので、そこがネックである。融雪の水にも使用しているので、雪降ったあとは利用できない。
- ・魚道の管理は誰がおこなっているか。
- ・一応、役場でおこなっている。
- ・農繁期（5～9月頃）にははず川も水不足になるので、魚道に継ぎ足させてもらっている。平成

25年くらいから土砂が合同堰に溜まってきて、魚道にも流れてくるので、スポットにも土砂が溜まっている状態。どうにかしなければならぬが、はず川の土地改良区の中だけでも毎年3月に業者を頼んで合同堰から上20mくらいは、浚渫している。しかし、魚道部分は大きなユンボで上げる必要があり、そこまでは手が回っていない。

- ・毎年、嶺南振興局長と各市町が協議する場があり、魚道管理がうまくいかないことが議題に上がる。工作物は許可水利権だと思うが、農繁期しか電力契約をしていない。
- ・農業用水なので、農業関係の人が管理する。漁業者からすると堰はない方が有難い。
- ・若狭町農林水産課が予算をもって魚道に水が流れるようにしていただきたい。田名集落の用水も必要であり、浚渫をして、魚道と用水に振り分けて流すようにしてほしい。
- ・管理責任者の問題。土地改良区にも農業用水の話合いをする余地がある。農林水産課に何とかしてもらいたい。
- ・もし、若狭町の農林部局が浚渫をするならばいくら必要か。
- ・50万円いかないくらい。土地改良区で浚渫するときに着手できるといいのだが、ポケットに入らないので断られる。
- ・県は治水上の浚渫はするが、魚道の問題の浚渫は一切できない。
- ・魚道を1度浚渫すればどうにかなるのか。
- ・平成25年度や平成29年度くらいの台風が来ればダメになってしまう。
- ・土地改良も平成25年まで必要がなかったので浚渫してなかった。
- ・可動堰については今後も引き継ぎ検討していく。

○スケジュールについて

平成31年3月21日開催 三方五湖自然再生協議会全体会にて検討報告書を配布予定。

○その他意見について

海浜自然センター 渡：報告検討書の中にラムサールの登録魚種についても記載していただきたい。